大森第五小学校PTA慶弔細則

第1条　本校教職員の結婚および出産の場合は、次の祝い金を贈る。

ア　結婚の場合　　五 千 円

イ　出産の場合　　三 千 円

第2条　本校教職員が入院および病欠した場合は、次の見舞金を贈る。

ア　入院二週間以上　　三 千 円

イ　病欠一ヶ月以上　　別途協議する

第3条　教職員、児童の負傷、病気に対しては、その状況により役員会において協議の上決定する。

第4条　会員および児童の死亡の場合は、次の弔慰金を贈る。

ア　教職員　　役員会で協議の上決定

イ　教職員の家族　　三 千 円

ウ　父母会員　　五 千 円

エ　児童　　役員会で協議の上決定

第5条　会員が災害によって被害を受けた場合は、役員会において協議の上決定する。

第6条　教職員の転任、退職については、次の金額を記念品として贈る。

記念品代として　　二 千 円

第7条　会員でない学校職員については、すべて教職員の半額を原則とする。

なお、「会員ではない学校職員」には、校長は含まないものとする。

第8条　本内細則に定められていないもの、および特別の事情のある場合は、役員会において協議の上決定する。

第9条　本細則は実行委員会の議を経て、委員会出席者の過半数の賛成によって改廃することができる。

附 則

本細則は令和3年1月 1 日より施行する。

本細則は令和6年5月18日より施行する。